

第1216回 高知市教育委員会 2月定例会 議事録

1 開催日 平成31年2月28日(木)

2 教育長開会宣言

3 議事

日程第1 会議録署名委員の指名について

日程第2 市教委第2号 平成31年4月1日付け教職員の人事異動について

報告 ○ 第468回高知市議会定例会に提案した予算議案及び予算外議案に対する意見についての教育長専決処分の報告

○ 高知市立学校における事案について

4 出席者

(1) 教育委員会	1 番教育長	山 本 正 篤
	2 番委員	谷 智 子
	3 番委員	西 森 やよい
	4 番委員	野 並 誠 二

(2) 事務局	教育次長	弘 瀬 健一郎
	教育次長	高 岡 幸 史
	参事	永 野 哲 也
	教育政策課長	和 田 典 子
	教育政策課教育企画監	和 田 広 信
	学校教育課長	溝 渕 隆 彦
	教育環境支援課長	岩 原 圭 祐
	人権・こども支援課長	西 原 知佐子
	人権・こども支援課生徒指導対策監	中 井 昭 秀
	教育政策課長補佐	吉 本 忠 邦
	学校教育課人事班長	田 邊 裕 貴
	教育政策課総務担当係長	神 岡 純 子
	スポーツ振興課スポーツ振興担当係長	北 添 地 平
	学校教育課管理主事	川 元 雅 一
	学校教育課管理主事	岡 崎 大 幸
	人権・こども支援課指導主事	大 勝 由 美
	教育政策課主任	北 岡 美 樹

5 欠席委員

5 番委員	森 田 美 佐
-------	---------

1 平成31年2月28日（木） 午後2時00分～午後4時10分  
（たかじょう庁舎6階大会議室）

2 議事内容

開会 午後2時00分

**山本教育長**

ただいまから、第1216回高知市教育委員会2月定例会を開会いたします。

日程第1 会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は野並委員、お願いいたします。

**野並委員**

はい。

**山本教育長**

本日は議案が1件、報告事項が2件となっています。議案が人事案件のため秘密会となりますので、先に報告事項から進めたいと思います。よろしいでしょうか。

**委員一同**

————— 【は い】 —————

**山本教育長**

それでは本日の委員会の流れといたしましては、1番目に報告の「高知市立学校における事案について」を行いまして、その後、出先機関の所属長の準備がございますので、先に議案の日程第2「平成31年4月1日付け教職員の人事異動について」を行い、そして最後に報告の「第468回高知市議会定例会に提案した予算議案及び予算外議案に対する意見についての教育長専決処分の報告」を行いますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、「高知市立学校における事案について」事務局の説明をお願いします。

**中井生徒指導対策監**

まず、お手元の資料は、「検証報告書」2部、「検証報告書を踏まえた教育委員会としてのまとめ（案）」でございます。なお、「検証報告書を踏まえた教育委員会としてのまとめ（案）」は、本日、委員の皆様からご意見等をいただき、本会終了後、加筆修正を行い、成案といたします。

「検証報告書を踏まえた教育委員会としてのまとめ（案）」につきましては、本日の傍聴の方にもお配りさせていただいておりますが、成案ではございませんため、本会終了後、ご返却いただきますことをご了承ください。

それでは本事案の概要について、ご説明いたします。

本事案は、平成31年5月7日、市内中学校において発生したものでございます。

3時間目、当事者である生徒Aさんの所有物である、レーザーポインター付きのキーホルダーを持っていた隣のクラスのBさんが、授業中そのレーザーポインターで遊んでいたことから、授業担当であるC教諭が注意をして、Bさんからレーザーポインターを預かりました。

3時間目終了後、C教諭がレーザーポインターを預かったことを聞いたAさんは、隣のクラスにいたC教諭に、「あれは自分のものなので返すように」求めました。その際、C教諭は他の学年に所属しており、また、Aさんのクラスを担当していないこともあり、Aさんが、新学期の開始に当たって、校内研修で情報共有のあった生徒であることに気付いていませんでした。

C教諭は、Aさんに、「学校に必要なものなので預かった。学級担任に預けるので、学級担任から返してもらうように」と答えました。

Aさんは、C教諭に、「あれは家のカギに付けているレーザーポインターで、返してくれないと夜暗いときに鍵穴が見えない」と訴えました。C教諭は再度「学級担任から返してもらいなさい」と答えました。その後もAさんが繰り返し「返す」ことを求めたため、C教諭は、「担任に渡すので一緒に職員室に行こう」とAさんを促し共に教室を出ました。途中、階段の踊り場付近に来た際、Aさんの学年担当のD教諭が通りかかり、Aさんの様子が気になり、Aさんに「怒っているがどうしたのか」と訪ねました。

C教諭は、D教諭に経緯を話し、D教諭にAさんがどのクラスの生徒かを尋ねました。D教諭がAさんのクラスと名前をC教諭に伝えましたが、C教諭は、この時初めてAさんの名前と顔が一致したとのことです。

C教諭は、Aさんの学年担当であるD教諭から学級担任に渡してもらおうと考え、ポケットからレーザーポインターを取り出しました。その時、Aさんはレーザーポインターを返してもらおうと、C教諭の手を掴みました。その事をきっかけに、レーザーポインターを取り戻したいAさんと、C教諭、止めに入ったD教諭、双方が、怪我を負うことになりました。その後、Aさんはその場を離れクールダウンして、教室に戻りました。

学校は、Aさんの保護者に連絡し、一旦保護者と一緒にAさんを帰宅させました。

Aさんの保護者は、Aさんを諭し、謝罪のためにAさんと共に再登校し、謝罪を行いました。

その後、学校長と保護者の話し合いの中で、検証報告にもありますように、当日の事実の捉えが学校は暴力、保護者は防御であると、双方の意見が相違しているとして、学校長は、「Aさん及び保護者の方と学校とが事実について同じ認識を持ち、Aさんのより良い成長に向けた話し合いの機会を得たい」との思いから、警察に双方から公平に話を聞いてもらい、事実を明らかにすることを目的として、被害届を出すに至ったものでございます。

本事案については、次の2つの視点を踏まえ、2名の大学教員の方に検証していただいたきました。

検証の視点の一つは、「本件が発生した日の教員の関わり方は適切であったか」でございます。

二つ目は、「学校が被害届を提出したことは正しかったのか」ということでございます。

お二人の大学教員の方には、Aさん及び保護者の方、学校の教員から直接聞き取りを行い、それぞれのご専門を踏まえ、別々に検証報告にまとめていただきました。

以下、検証報告を踏まえた、市教委としてのまとめでございます。

まず、2の入学前後の学校の対応についてでございます。

中学校入学前の12月に、2回のAさんに関する支援会を行っております。しかしその後、4月の入学まで支援会等は行われておらず、Aさんや保護者と学校、双方がより理解を深めるための話し合い等が必要であったこと、また、入学後においても生徒個々の顔と名前を一致させるためには一定の時間が必要なことから、その期間は各教員が支援が必要な子どもを常に把握できるための工夫が必要であったこと、さらに、通常学級においても、生徒個別の支援計画の作成時期を早めるなどの対応も必要であったと考えます。

3の事案発生時につきましては、後でご説明いたします。

4の被害届提出までの対応について、暴力行為を行うなど興奮状態にあり、他の生徒だけでなく、暴力行為を行った生徒自身が怪我を負う可能性がある状況のときに、保護者の方に連絡して帰宅させるなどの措置を行うことは、学校の指導において大きな問題はないと考えます。しかし、今回の事案について、その際、Aさんの気持ちや捉えを確認することや、保護者に事実関係をできるだけ詳しく説明するなどの丁寧な対応を行うことが必要でした。その部分において不十分な点があり、そのことが、その後の認識の相違につながっていったものと考えます。

当日の謝罪の会においても、学校はAさんと学校の捉えの相違を十分把握できていない状況にありました。

Aさんの表面的な態度に固執せず、Aさんの内面に目を向け、Aさんの捉えや認識を正確に把握できていれば、出来事一つ一つについて丁寧に説明し、Aさんの教員への行為についても今後の信頼関係につながる注意や指導を行うことができたと考えます。

5の被害届の提出については後でご説明いたします。

6の2通の検証結果から得られた見解でございます。

まず、検証の視点①、「事案が発生した5月7日3時間目休み時間から始まった教員の関わり方は適切であったのか」について、検証報告にありますとおり、初期対応において、Aさんの捉えと学校の認識に違いが生じていたことが明らかになっています。

Aさんは鍵穴を見るためのレーザーポインターをBに取られ、レーザーポインターがないことに強い不安を感じていたこと。

AさんはBさんの不適切な行動は知らないことから、自分のレーザーポインターは返却されるべきと思っていたこと。なぜすぐに返却されないのか、状況を推察することは「分かる言い方」で説明されないと理解できなかったこと。

学級担任から返却させる意味が分からなかったこと。

レーザーポインターにこだわってしまい、何とか取り返そうとし、他のことは見えなくなっていたことなどでございます。

これらは現時点において、Aさんと学校双方での確認ができておりません。そのため、学校は今後、Aさんの捉えを検証報告書及び保護者の方の協力を得た聞き取り等で確認し、適切ではなかったと考えられる対応については、真摯に向き合い、その意思を表明しなければならないと考えています。

視点②「学校が被害届を提出したのは正しかったのか」についてでございます。

被害届を提出した時点で、Aさん及び保護者の方と学校の捉えや認識に相違が生じたままであったこと。

また、検証報告には、「公平に話を聞く第三者が警察であるかは疑問である。公平な第三者に話を聞いてもらうということであれば、教育関係者としての市教委、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、福祉関係者としての児童相談所、定期的にAさんが通院する医療機関に紹介してもらう医療関係者などの対応などの方が適切」とあります。

今回の事案に際し、学校が相談機関としての選択肢をどれほど持ち得ていたかを振り返る必要がございます。警察以外の相談機関への依頼、また、双方の捉えや認識の相違に気づき、学校内での話し合い等が叶っていれば、Aさんや保護者の方にいらぬ負担を負わせることはなかったかも知れません。

被害届を提出した目的である「Aさん及び保護者の方と学校とが事実について同じ認識を持ち、Aさんのより良い成長に向けた話し合いの機会を得たい」という学校の当初の思いは、現在に至って叶っていない現状も踏まえ、今回の被害届の提出については、学校は当初の思いを改めるとともに、被害届の取り下げの可否に関らず、その意思をAさん及び保護者の方に伝えることが必要であると考えます。そのことを通し、学校への信頼回復と今後のより良い支援につなげていく必要があると考えます。

最後に、市教委としての振り返り及び反省についてでございます。

市教委といたしましては、検証報告を踏まえ、本事案のあらゆる場面で、市教委から学校に対し、適切な判断に基づく適正な指導、指示を行うことが必要だったと思っています。

学校からの被害届提出の報告に際しましても、市教委としてAさんの理解に努めることや、学校に対し、被害届提出について再考を促し他の選択肢を提示するなど、迅速な判断及び明確な指示を行うことが必要でございました。

また、市教委は、保護者の方から市教委へ直接の訴えがあった時点において、Aさん及び保護者の方と学校とが事実について同じ認識を持ち、Aさんのより良い成長に向けて話し合う場を設定し、学校と保護者の方が対話による合意形成が図れるような対応をしなければなりませんでした。

検証報告書には『「問題行動」とは周囲の人にとって許せない行動であって、本人にとっては「混乱している」「分からない」「分かってほしい」などの「意思表出」である。「問題行動」と呼んで「生徒自身が悪い」と考えるのではなく、支援者がいかに一緒に課題を解決しようとするかが重要である。』また、『特性のある子どもにいかに伝えるのかという具体的イメージを指導者が持つことが重要であり、指導意図を本人に伝えられない指導は、特別な支援が必要な子どもにとっては適切ではないことを強調しておく』とあります。

今後、学校における生徒指導においては、これらのことを常に意識し、周囲に困り感を分かっているという子どもの願いに寄り添った支援を考えるという特別支援教育の視点を生かした指導を行うよう研修及び啓発を行ってまいります。

最後になりましたが、市教委といたしましては、本検証報告及び委員の皆様からのご意見を踏まえ、今後本件に関し、学校として、市教委としてやるべき事を明らかにし、一刻も早く、学校とAさん及び保護者の方が、改めて信頼関係の元で、Aさんへの支援について話し合い、協働していただけることを望んでおります。

また、市教委といたしましても、本検証報告や委員の皆様からのご意見等と真摯に向き合い、反省し、今後の市教委や学校における特別支援の視点を踏まえた生徒指導の在り方について改善を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

#### 山本教育長

ありがとうございました。先ほどの報告、そしてお手元にあります「まとめ（案）」をご覧いただき、ご意見をいただきたいと思ひます。

非常に長い文章になりますので、確認の方法としましては、ここにありますように、まず1番の「はじめに」、そして2番が「入学前後の対応について」と、項目ごとにご意見をいただいた後に、全体についてのご意見を改めてお伺ひしたいと考えておりますので、どうかよろしくお願ひいたします。

それではまず、「はじめに」の部分につきまして、何かご意見なり気が付いた部分はございますでしょうか。よろしいですか。

#### 委員一同

————— 【は い】 —————

#### 山本教育長

最後にまとめて全体のご意見も伺ひますので、何かありましたら、また後ほどお伺ひしたいと思います。

それでは、次の2番「入学前後の対応について」ということですが、その部分につきまして何か気になった点等ございませんでしょうか。

私からの確認となりますが、2ページの「入学後について」の1番最初の部分ですが、「学校では職員会において、Aさんについて情報共有をし、対応についても確認をした」という形で表記されておりますけれども、この対応というところをもう少し具体的な表現をしてはどうかと思ひますが。具体的にどういう形で周知をされたのか、つかんでおりますか。

### 中井生徒指導対策監

共有した内容としては小学校からの引継ぎ文書、具体的な対応についてはそこに明記されていたということで、学校職員全体で確認をしたと聞いております。

### 山本教育長

できれば表現方法として、加筆をしていただければと思いますので、よろしく願いいたします。他にございませんでしょうか。

### 谷委員

(2)の最初のところ、4行目に、「各教員が支援が必要な子どもを常に把握できるための工夫が必要であった」とありますが、この「工夫」とは具体的にどのような内容を指すのかということと、年度当初にどうしてもやらなければいけないのは、発達障害についての理解、そして、Aさんへの対応の仕方というものを、全教職員によって共通理解をしておくというところが必要ではなかったかと思えます。この辺りどうでしょうか。

### 中井生徒指導対策監

まず、「常に把握できるための工夫」としましては、検証報告書にも記載がありましたけれども、他市の学校につきましては、一定期間、年度当初においてイニシャルの書いた名簿等を教員が常備しておりまして、どの学級に行ってもその子が分かるように工夫をしていることが例示されております。そういった工夫もできていたのではないかと考えております。

それから全教職員の研修につきましては、先ほども申しあげましたけれども小学校からの引継事項、例えば「頭ごなしに言わない」など、そういった具体的な事例を示しておりました。ただ、発達障害についての研修というのは、全体としてはそのときには行われておりません。その後の研修ということになります。

### 谷委員

はい。分かりました。

### 山本教育長

ありがとうございます。他にご意見等はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

### 委員一同

————— 【は い】 —————

### 山本教育長

それでは続きまして、3番については飛ばしまして、4番の「事後の対応」の部分ですけれども、ご意見、ご質問はございませんでしょうか。よろしいですか。

私からですが、3ページの「謝罪の会」の囲みの中で、実際に謝罪が行われたときの出席者を書いていただいています。急遽のことですので、校長が別の会議があったということは十分理解できますし、出席できなかったというのは分からないわけではないのですけれども、日程を変えるなどの対応、やはり責任者である校長先生がいるように対応することが必要ではなかったかと思えます。反省点の一つには、会議の内容によって抜けることができないということがあったというのは分かりますけれども、その場合の日程変更、若しくは、予定していた会議自体を取り止めてこちらの方へ出るような判断というようなことが、反省点の一つにあると思えますので。

### 中井生徒指導対策監

はい。

### 山本教育長

他にございませんでしょうか。

### 西森委員

今、教育長が言われたことに関連して一つお伺いしたいと思います。

本件については、学校内で人が怪我をした、複数の人が怪我をしたという事態であります。その経過やその事後の対応を問われているわけですが、これが非常に重大な事態であるということは、校長先生はそのとき、ご認識はあったのでしょうか。いろいろご用務多忙とは思いますが、やはり学校内で人が怪我をするということは、本来あってはならないことであると思います。事故等あると思いますけれど、今回に関しては事故というレベルのものではなかったということで、いずれにしても加害被害という形で何らかの重大な対応が必要になるケースになり得る、結果的になっているわけですが、事の軽重と言ったときには、そこはどのようなご認識であったのかをお伺いしたいと思います。

#### 中井生徒指導対策監

校長にはすぐに連絡が入りまして、今こういう対応をしたということで、一旦帰宅していただいたところの連絡が入っております。重要な案件であるということについては、理解していただきましたけれども、その日のうちに保護者の方がAさんを諭して学校に再度、謝罪に来ていただけると予想できておらず、おいでいただいた時点で、すぐに帰ってくるができなかったということでございます。

#### 山本教育長

よろしいでしょうか。

#### 西森委員

はい。

#### 野並委員

4番の中で、暴力行為という言葉自体を明らかにするような怪我の程度などは、ここには書かないものなのでしょうか。つまり、この後、それによって警察に通報する云々ということがありますので、怪我自体がどのような怪我なのかがないと、その怪我をみれば誰も皆、ある意味納得するというものであれば、また違った流れも出てくるように思ったのですけれども。怪我そのものについては、記載をしなくてもよいというふうになっているのでしょうか。指が切れているとかですね。この後に診断書が出てきたり、治療費が云々という言葉が出てくるわけですが、それをもう少し具体的に書かないものだろうかという質問です。

#### 中井生徒指導対策監

怪我の内容につきましては、あえて外したということではありませんので、加筆するよう修正いたします。

#### 山本教育長

他はよろしいでしょうか。それでは次に進めさせていただきたいと思います。

「2通の検証報告書から得られた見解について」、まず、視点①ということで、「事案が発生した5月7日3時間目休み時間から始まった教員の関わり方は適切であったのか」ということについてのご意見等ございましたら、お願いいたします。

#### 谷委員

細かいところからですが、4ページの(2)の2行目「またレーザーポインターは自宅の鍵穴をのぞく」が適切でないと思います。「レーザーポインターは鍵穴を確かめる」という、そういうことですよ。そのことが大事かと思いました。それが1点。

そして、元へ戻りまして、3ページ(1)の3行目「しかし、現時点において、Aさんと学校双方の当日の捉えについては確認できていない」この「現時点」というのがいつのことなのか。今もできていないのか、この辺りを教えてください。

#### 中井生徒指導対策監

「鍵穴をのぞく」のこの表現については、訂正いたします。

二つ目の「現時点において、Aさんと学校双方の当日の捉えについては確認できていない」この表現につきましては、認識に相違があるということが、この検証報告で明らかになったわけですが、そのことが直接、学校教員とAさん、そして保護者の方との間でやり取りがされていない、直接お会いして確認することができていないというところがございます。そういう意味での確認ができていないということになります。

**谷委員**

教育委員会が確認できていないということですか。

**中井生徒指導対策監**

学校とAさん、それから保護者の方が対面して話をすることによって、確認することができていないということです。

**谷委員**

検証してくださった方々は、それをご確認しているということですか。

**中井生徒指導対策監**

直接聞き取りを。

**谷委員**

ということですよ。この文面が分かりにくいのですが。

検証してくださった2名の方々は、読ませていただいて、しっかり検証していただいていると思います、感謝したいと思います。

一人は発達障害について、大変研究されており、高知市の学校はもちろんのこと、高知市を含めた学校の先生方がとても信頼を寄せている方です。もう一人は非行であるとか、犯罪であるとか、いろいろな面で生徒指導について、凄い研究者であるわけです。このお二人の検証であるということで、本当にしっかりした検証をされていると思います。その検証では、こういうことが確認されているということですか。この文面が分かりにくいので、分かりやすくした方が良いと思います。

**中井生徒指導対策監**

ありがとうございます。修正いたします。

「現時点において」これは現在も含めてですが、学校の教員とそれから特にAさんが直接そのときのことについて、気持ちであるとか捉えについての聞き取りであるなどが5月以来できていません。検証の2名の大学教員の方が、思いや捉えを聞き取りしていただいているのですけれども、通常行われるべき、教員との直接の聞き取りというのがまだできていないということが、大きな落ち度であるということです。

**谷委員**

はい。

**山本教育長**

よろしいですか。他にはこの件についてございませんでしょうか。

**谷委員**

はい。もう一つ。

(3)ですが、「教員は学校のルールであったとしても、Aさんの様子を踏まえた柔軟な対応を選択する必要があった」、この内容ですが「柔軟な対応」というのは、Aさんが何というかパニックになりそうになった、では、返すというような、そういうことですか。なったら返すというよりも、その手前にいろいろ書かれているように、その前にAさんにきちんと話をするとか、分かってくれるようにいろいろ説明をしたり、いろいろな話をしたり、そのような対応、そこが重要。私はむしろ自分が生徒指導を行ってきた立場としては、この状態のときにすぐに返す、あまり適切でないのではないかという気がいたしますが、この辺りどうでしょう。



### 中井生徒指導対策監

非常に分かりにくい表現，特に「暴れ始めた時点で」ということを書いてありますので，それについては委員のおっしゃられるとおりだと思います。

この表記の意図につきましては，4行目，「Aさんから返却の訴えがあり」というところ，ここが谷委員が言われているところだと思いますけれども，この時点から認識の相違があったということが懸案になっておりますので，まずはここを強調してまいりたかったのですが，表現を修正してまいります。

### 山本教育長

よろしいですか。

では視点②「学校が被害届を提出したのは正しかったのか」について，何かご意見，ご質問等ございますでしょうか。

### 谷委員

2行目「したがって」のところですけど，「被害届の提出については，学校は当初の思いを改めるとともに」，ここが十分に理解できないのですが，学校は当初，「Aさん及び保護者の方と学校とが事実について同じ認識を持って，Aさんのより良い成長に向けた話し合いの機会を得たい」という学校の思いがあったと思うのです。学校のその当初の思い，これは大事にしないといけないと思います。「学校は当初の思いを改める」，これはこの思いを改めるのか，よく分からないのですけれども。

### 中井生徒指導対策監

この「当初の思い，より良い支援につなげていく必要がある」ということについて，この思いについては変わることはありません。「当初の思い」につきましては，被害届を警察に提出したということです。相談機関として，警察を選択したという，そこで聞き取りを行っていただいて，というところがございます。非常に分かりにくい表現になっていると思います。被害届を警察に提出したことについて，ここを改めるという意味で書いてあったのですけれども，分かりにくかったと思います。訂正いたします。

### 谷委員

もう一回お願いします。

### 中井生徒指導対策監

はい。ここの「当初の思い」と書いている部分は，「Aさん及び保護者の方と学校が事実について同じ認識を持ち」というところではなく，相談機関として警察に双方から聞き取りを行ってもらおうという，その部分を指しています。

### 谷委員

「当初の思い」とは書いてありますが，それは別のことということ。では，それを分かりやすくしていただいたら。

### 中井生徒指導対策監

はい。分かりやすく訂正いたします。

### 山本教育長

他はございますか。

### 西森委員

ここの項目は非常に悩ましいところだと考えております。少し振り返っていきたくはありますが，まずは，検証報告書の6ページの辺りを見たいと思います。6ページ付近では，本件の一連の経過についての軌条が記されている，検証された委員さんのお考えということになりますが，こだわりや衝動性，特性，そしてパニックを引き起こして，そのパニックから暴力に至ったと。そういうことで本件は押さえてよいのでしょうか。具体的には，パニックによる暴力があったと委員さんは捉

えているようであります。そして、その下のところに遡っているいろいろ書いておられますが、指導の意図が伝わらなくて、こだわり、衝動性、特性、パニックそして暴力という形で分析されているように読んだのですが、まず、そういうふうを検証されたと思ってよろしいのでしょうか。

#### **中井生徒指導対策監**

双方からの聞き取りによって、ここに書かれてあるということでございますので、そういう捉えになると思います。ただ、その説明にもありましたが、最初に学校は暴力、暴力とは「意思を持って」暴力という意味になってくると思うのですけれども、そこが双方に確認できていない、認識が一致していない状況ではあります。

#### **西森委員**

そうですね。一番確信の部分が双方が食い違っていて、検証報告書の方でいうと、「ペンで胸をつかれた」「いや、そういうことはしていない」、「噛み付いた」、ここは合致している、「蹴られた」「いや、蹴っていない、当たった」、こういうような形で、いくつか食い違いがあろうかと思えます。そして学校は、暴力だと認識をしたと。こういうときに、学校としてどういう対応をすべきかということが、文科省から通知があっているというのが私の認識でございます。私の認識でお話しすべきか、事務局からお答えいただくかですけど、事務局ではどういうふうに通知されているとご認識ですか。

#### **中井生徒指導対策監**

暴力の対応については、一番新しいものでは、平成25年1月に文科省国立教育政策研究所から、生徒指導リーフというものが出されています。学校と警察等との連携というところで、学校だけの対応では指導に十分な効果を上げることが困難であると判断した場合は、ためらうことなく早期に警察等関係機関に相談することが大切であるということが書かれてあります。

#### **西森委員**

一般論として、司法に携わる者として、最も難しいのは事実認定、あるいは主張に争いがある場合の事後の対応だと思っています。事実の認識に争いがなければ、後は方向性が違うかどうかということで、同じ方向性さえ見つければ、手を携えて歩いていくことはさほど難しいことではないと思うのですが、事実の認識に食い違いがある場合には、どうしても何を土台にして、今後何をすべきかというところは、なかなか見えてこない、合致しないということが多いのではないかと思います。そういう悩ましいケースであるからこそ、今回、相違があるからこそ、ここで学校が警察、その事実認定をしてくれる可能性がある警察というところに判断をしたことが、どの点が不適切だったのか、当時としてどういうふうに判断すれば良かったのか、その基準というのはいどこかで示されないか、学校現場としては恐らくこの通知との間で、判断に苦しむのではないかと懸念しています。ここでこの項目について議論すべきなのかどうかということで悩み、最後に言うべきかどうかも考えていたところではあるのですが、ここの項目で触れられているのは、あくまでも検証報告では事務的に検証された結果、他に方法があり得たのではないかとということが書かれていると。であって、当時の判断そのものが適切であったか不適切であったかは、また別途に考慮を要するというふうに留保された形になっていると認識してよろしいでしょうか。

#### **中井生徒指導対策監**

検証結果を受けての市教委としてのまとめというところで、あくまで、この検証結果を受けてこういうことであったということが明らかになったその結果として、こちらの方では把握しております。また、そのときの判断がどうであったかということにつきましては、仕方がなかったということも考えておりません。そのときに選択肢というものを、学校が持ち得ていたのか、もちろん、市教委も含めてです。相談機関として、児童相談所など書かれてある、それにも関わらず、そのときに相談する機関、その目的にもよりますけれども、警察だけであったのかということを考えれば、その判断をするという、そこで考えが及ばなかったことを反省すべきというふうに考えています。

## 山本教育長

今回、生徒指導の専門家そして発達障害の専門家の方々に、事後にヒアリングに入っていたいで、それぞれの立場からご意見をいただき、高知市としては今後、学校現場に周知していくことで二度と同じことを起こさないようにしなければならないということは当然のこととっております。ただ、これはあくまでも、専門家の方が後から検証する中で出された結論だと私は思っております。これを目指していくのは当然のことですけれども、これによって当時のそのときの学校の判断、教育委員会として指導等ができなかった反省点はございますけれども、学校の判断にまで踏み込むことは、学校現場としては非常に厳しいのではないかと率直に考えるところです。その中で日頃、学校含め教育委員会の認識を高めることによって、学校の目的というのは、一定公平な第三者から調整をしてもらって、共通の認識の下に進めていきたいというのは、十分理解できる学校の判断だと思います。その部分は尊重してあげる必要があるのではないかと。そこで先ほど、中井が言いましたように選択肢が警察だったのか、それとも今回検証報告書にもありますけれども、それ以外のところ、もう少し幅広い選択肢があったのではないかとというのは、これから後、教育委員会に携わる者として持っていることが重要だと思いますので、私としてはこの結果をもって学校現場を責めるといいますか、非があるというような結論は、できれば避けたいというのが考えであります。そうしないとこれから後、いろいろなことを反省していく中で、この事案に関わってくる正直なといいますか、それが出てこない可能性もあるのではないかと、今回率直に学校としては事情聴取もし、率直な意見を出していくことによって、この報告書ができたのではないかと思っていますので、やはりそれが一番大事なことではないかと思っています。そのところについては、お二人の専門家の報告書をもって全てが適切ではなかったという判断は、できればこの表現の中に目的の一つとして、あくまでも今回の事案を今後二度と起こさない、全ての高知市立の学校において起こさないという前提に検証をしたということ、どこかに入れておくべきでないかということが私の意見です。

## 谷委員

視点②の枠の下に書いている内容が、今回の一番大事なところだというふうに思っています。

Aさんが読む可能性もあるわけです。Aさんが読んでも、保護者の方が読んでも、学校の先生が読んでも、皆がこういうテーマを改善していかないといけない、保護者と学校が一体となって、子どもを見守り育てるといふそういう体制をもっともっと作っていききたい。そのためには、保護者も歩み寄り学校も歩み寄り、お互いにそういう方向を目指し、ここにも表記されなければいけないと私は思います。

この中学校はこれまで学校の取組として、「暴力のない学校」「暴力のない学校にしなければならない」「暴力のない学校づくり」ということを、必死になって学校の職員全体が力を合わせて取り組んできたわけです。ですからそれによって成果もあげてきた、学校が落ち着いてきた、一人ひとりの子どもがより良く伸びるような学校体制に現在なっているわけです。そういう現状がある。そのことも書いてほしいと私は思います。

通常の生徒指導においては、「暴力のない学校づくり」を脅かされるような問題が出てきたときには、警察の力も借り、いろいろな面に対応していかなければいけない。ですから、被害届を出したことがどうかなどということは、通常の生徒指導では問題ないと私は思います。今回の場合は、学校にも共通理解を図っていかなければならないところだと思います。Aさんの状況ですが、これは全部出ていますよね。検証のお二人の方からも出ています。やはり発達障害に起因した行為というところの部分です。本人が理解できない状況の中で、教員との認識のずれが生じていたので、パニックといいますか、暴れにまでエスカレートしていった現実。一つの方法として。そういう方法は考えられるのではないかと。そうしたら当初の元に戻って、教職員の共通理解であるとか、発達障害の学びであるとか、その子どもにどう対応することがその子どもが分かって、その子どもがより

良く成長するののかということを引きちんとするために、そこが必要。元に戻りますけれども。やはりそここのところのずれであるとか、そういうところが今回の招いた一つの反省すべきといえますか、今後改善していかなければならないという点ではないかと。

学校の先生方も一生懸命やっています。当日謝りに来たAさんと保護者の方もえらいと私は思います。そこに、態度は足を上げてなど、態度は良くはなかった、そうしたとき、学校の先生方が詳しい発達障害のお勉強が十分にこの時点でされていないとしたら、その姿を見たとき、私でもそうかも知れません、大丈夫かなど。今後この生徒がまた何か暴力的な行為など、そういったことがあるとしたら、この子のためにならない、この子を救うことにならない、やはりこれではいかんではないかと思ってしまうのです。暴れたときも、パニックになったときにも、何とかしないといけないと教員は必死です。学校の先生方も本当に一生懸命にいろいろなことを考えています。あのとき自分がこうして良かったのかということも随分考える、いまだにずっと考えている、そういう状況だと思います。そのことなども書いて、皆で考えていかないといけない。学校として考えていかなければいけないことは、今言ったようなAさんへの指導を今後どのようにすることが、このようなエスカレートしたような状態までならないかということ、共通理解していくことです。

今、学校がこうであった、ああであった、これがいかに、あれがいかにという時期ではなくて、これから、明日からの取組。この生徒は学校にも来ていて、バスケットなどもされて頑張ってきている、このことを私は本当に良かったと思っています。今後行うのは、Aさんが今後より良く成長していくために、保護者と学校が共にできることを一生懸命に探していく、手を取り合って、そんなことが大事だと。

「被害届を提出したことが正しかったか」というところに、今、私が申しあげましたことなども入れていただけたらと思います。

#### 弘瀬教育次長

ありがとうございました。

紹介させていただきたいのが、実はこの検証報告書を書いていただいた大学の先生が、「この検証報告書そのものの目的は、決して誰かを批判するというのではなく、今後皆のためになる検証となることを目的なので」ということをおっしゃってくださっていました。まさに今、谷委員がおっしゃっていたことだと思います。一方で、教育委員会としても中井が冒頭で申しましたように、反省すべき点等々があると思いますので、そういったことも今後委員の皆様からご指摘をいただいて、学校と共にいかしていきたいと思っていますので、よろしくお願いします。

#### 西森委員

発達障害という状況について、どう捉えているのか。検証報告書の7ページで、非常に印象に残った一文がございます。「パニックによる暴言、暴力、他傷は誰も幸せにならない」こういうふうに書かれています。多分、二つの段階があると思っています。

発達障害の特性を理解し、周囲が合意的に配慮をし、パニックに至らないように丁寧に分かりやすく説明をして認識を促していく。その場面は学校側として取り組むべき点が当然あるだろうと思いますが、残念ながらパニックになってしまった場合、これについては検証結果のお二人目の方のところと言及されておりまして、「しかし、実務の中では教員が配慮しても子どもがパニックに陥ることが皆無ではありません。」と。学校現場では、日々そういった努力をするけれども、それでもそうした事態になることに直面されていると思います。そこであえて言いますが、発達障害だから仕方がないというふうな捉え方ではいけないと思います。数年したら社会にでていく子どもさんです。社会のみんなが必ず理解してくれて、パニックに至らない対応をしてくれるかということとは期待できないのではないかと思います。また、謝罪のときに少し分かりにくい態度をとった、これも、先生たちが心を込めて理解すべきであったというのはそのとおりかもしれませんが、社会に出たときに恐らくもっと厳しい状況に直面することになると思います。

怪我をさせた人が今回は教員でしたが、相手が生徒だったらどうなったのでしょうか、ということも考えます。そういう意味では、学校現場として発達障害の人にどう対応していくのか、どう向き合っていくのかということも途中で止めずに、彼が彼女がより良く生きていけるために、社会に出たときに円滑に生きづらさを抱えずに生きていけるために、何かあったとき、パニックになったとき、どうやって鎮めていくのか。今回彼も自分でそういう方法をとっているわけです。学校の中を少しゆっくり歩いてみるという対応をとっているわけですが、そうしたところについても叶うことならば、支援していくことが必要ではないかと思えます。恐らくそれは外部の協力も必要だとは思いますが。先ほどの委員さんの言葉をもう一回引用すると、「パニックによる暴言、暴力、他傷は誰も幸せにならない」わけですから、最終的には、本人が最も辛い思いをする結果になる可能性もあるわけですので、発達障害だからしょうがないという言葉で終わりにしてはいけなく私は思えます。そう言われているわけではないと思えますが、一応申し添えたいと思えます。以上です。

#### 山本教育長

他のご意見はありますか。よろしいでしょうか。

それでは最後の8番になりますけれども、「教育委員会としての振り返り及び反省」ということで、7番の「今後の学校における支援のための取組」と8番を合わせた形、そして全体を通した上で何かご意見があればお願いいたします。

#### 西森委員

今までのところと重なりあうことにはなりますが、学校現場としてその生徒のより良い成長を願って社会に出ていったときに、できるだけ周囲の人と円滑なコミュニケーションの中で生きていけるように、そういうことを願って育てていくというのは大前提で、今回も学校は、その思いは持っていたと私は思っています。

他方で、対峙する可能性があるのは「暴力のない学校づくり」で、校内での暴力行為は、それは何があっても許されない、基本的には。最近の新聞記事ではございますが、これは本年2月15日、高松の夕刊で取り上げられた「対教師暴力」ということについて、元教師だった方が学校を提訴したということで、非常に大きく取り上げられた事案がございまして。ここでの説明をされた名古屋大学大学院の先生は意義深い定義であると、教員側への暴力にはほとんど光が当たってこなかったというふうに言われています。本件がどういう事案であったのかということは、今のところわかりません。両方ともご意見食い違いがございまして。ただ、学校現場においては、生徒のより良い成長と教育ということ求めて願っていくのと同様に、教諭側も暴力被害があってはいけない。このせめぎあいの中で、どの場面で警察に速やかに通報し、どの場面で児童相談所を選択して、どの場面でどうすれば良いのかということ、常に悩んでいることと思えます。誰を責めるということも得策ではない、良いことではない、これは検証の委員さんがお示しになっていることではありますので、教育委員会としてそういう悩みというものに寄り添いながら、いろいろな選択肢があり得て、どの場合に警察でどの場合にそうではないのか、その辺りについて学校現場が考える指標といいですか、基準をある程度示していくなど、あるいは悩んだときには、とにかく相談をする、被害届を出す前に相談できるという体制を整えていくべきではないかというふうに感じております。それからもう一つ思うのは、私の読み込み過ぎかもしれませんが、「生徒に向き合って、丁寧に説明をする。頭ごなしに言いません。」というこれは、発達障害の方だけの話ではないはずであります。もし仮に、発達障害の方にはきちんとしましようということが言われていけば、非常に遺憾でございます。全ての生徒に対して、丁寧に向き合って説明をして理解を求めるというスタンスであるべきだと思うので、そこは書きぶりの中でお気を付けられる点があれば、これは、発達障害に関する問題ではないということで押さえていただければと思えます。以上でございます。

## 山本教育長

ありがとうございました。他にはございますか。

## 谷委員

検証結果報告の中の最後から2枚目のところに、生徒指導の研究の先生が書いていらっしゃる中で、被害届を出したことについてのところの2行目に、「A君の行為が発達上の特性のために、自分をコントロールできなくなった結果であるとすれば、この行為は少年警察活動の対象というよりも、治療や療育の対象ではないか」というふうに検証がされています。今後の私たちの教育に当たって、こういうところはきちんと押さえていかなければならないと思います。「被害届を提出したのが正しかったのか」という中に、こういう状況の場合、治療や療育そういうふうな面ということも考えていくようなことが必要だと、今後。そういうふうなこともあるし、他の学校もいつどんなことがあるかわからないわけですので、是非、そこをしていただいたらということがあります。それから、まとめの最後の7番に、「今後の学校における支援のための取組」とありますが、学校の取組、これが一番大事なわけです。今、箇条書きにされていますが、「学校として具体的な支援体制を、いつ、どこで、誰がするのか」「どのような内容をするのか」あるいは「学校における特別支援教育に係る研修の充実」、私は、これなどはとても大事だと思います。例えば、検証していただいた先生においでいただいて、話をする、学校と協議をするなど。いろいろな方法が考えられると思います。そういう具体的な今後の方向、これから私たちはどうするのかというのが一番大事なことなので。そういうふうな展望というか、そういうのがあればこれからの見通しが立ちますし、保護者の方もそういうことを望んでいらっしゃると思います。これから共生社会に向けて、いろいろな法も変わってきていますから。子どもの教育的ニーズに応じた配慮や支援は、どの学校でもしなければならぬ、そうなっています。我々も学校の先生方も、これを勉強していかなければならない、今後一層。ですから、今後は全国の学校において、特別な支援を必要とする児童生徒に対して、学校教育の充実というのを教育委員会としては徹底していかなければならないということ、是非、この最後のところに「まとめ」のまとめとして、書いていただきたいと思います。

## 山本教育長

ありがとうございました。他はよろしいでしょうか。

それでは私のほうから、この検証結果の報告を読ませていただいて、一番最初の報告が、Aくんの特長ということについて、小学校からの引継ぎできちっとした引継ぎがなされていたと、それが全校教員にまで徹底されていなかった、これが一番のスタートなのかというふうには感じました。その中でAくんの特長自体について理解していただいて、職員会の中で説明をされたとのことですが、最初の事務局からの説明にあったように、それを全教員が共有できる体制の構築、今回、検証報告書のなかでもご提案いただいているということだと思いますので、こういうことを参考にしながら改善を図っていくということが一番大事なことかと正直感じました。後は、西森委員のお話にもありましたが、自分が教育委員会に関わる中で、障害児学級の整理、整備をやりましたけれども、身体障害者の方については、その子の障害に応じていろいろな設備を付けることによって、学校の中で不自由なく移動ができる、生活ができる環境を作るというのは、はっきり言ってお金をかければできます。ただ、学校教育現場の中ではそれをするのが、果たして教育の目的に達することになるのかということ、当時の教育研究所の班長に自分が言われたことです。やはり、そうやってきたときに、社会に出てしまうといろいろな障害にぶつかったときに、乗り越えることができなくなる。そこまでやるのは学校現場の仕事ではないとはっきり言われました。一定の障害を残しながら、訓練をしていくことが大事だと言われたのを非常に印象深く残っております。その部分が学校教育の限界なのかと、当然バリアフリーの社会を目指していくということは、社会として当然のことなのですけれども。そこをきちっと分かった上で、学校の中では理解できても、西森委員が言われたように社会に出たときに、そこまで社会が成熟した形になっていない状況の中で、不幸

な結果を招くことも考えられるのではないかと思います。ただそれによって、今回のことが正当化されるとか思っているわけではないのですけれども、限界を分かった上で、子どもに向き合っていく姿勢というのが一番大事かと、これを読んで正直感じたところです。

他はよろしいでしょうか。

大体、意見が出尽くしたということでございます。簡単な表現を含めて、加筆の部分、様々なご意見をいただいたというふうに思っています。今回いただいた意見を文章に起こした上で、事務局の方で加筆修正をした形で、今後、教育委員会の改善の部分につきまして修正をしていきたいと思っています。修正につきましては、できましたら私に一任をさせていただいて、成案化をさせていただきたいと思っております。また、委員の皆様には成案したものをお送りします。よろしいでしょうか。

委員一同

————— 【は い】 —————

山本教育長

それでは、私と事務局の方で、いただきましたご意見を修正、加筆させていただきまして、今後、高知市において全ての学校でこのような事例が起こらないという対応を目指して、教育委員会としてのまとめを作成していきたいと思っておりますので、どうかよろしく願いいたします。

では、本件につきましての質疑等を終結し、次の議題、日程第2「平成31年4月1日付け教職員の人事異動について」でございますが、この案件は、人事案件のため秘密会といたします。よろしいでしょうか。

委員一同

————— 【異 議 な し】 —————

(この案件は、高知市教育委員会会議規則第10条の規定に基づき秘密会とし、同規則第13条第4項の規定に基づき会議録に記載しない。)

山本教育長

秘密会を解きます。

それでは続きまして、報告事項です。

「第468回高知市議会定例会に提案した予算議案及び予算外議案に対する意見についての教育長専決処分の報告」について、事務局から説明をお願いします。

教育政策課長

教育長の専決を受けまして、3月市議会定例会に提出いたしました教育委員会所管の議案は平成30年度3月補正予算と平成31年度一般会計当初予算の予算議案2件のほか、予算外議案1件です。お手元に配付させていただきました、「平成31年3月市議会定例会提出議案一覧」と「平成31年3月市議会定例会提出議案 資料集」に沿ってご説明いたします。

まず、平成30年度3月補正予算議案でございますが、(1)「学校備蓄品整備事業費」の減額補正3,984,000円の内容といたしましては、南海地震対策として地震後の備えのために、児童・生徒及び教職員が使用する学校備蓄品として整備するアルファ化米の購入について、入札の請負差額により不用が見込まれますことから、減額の補正を行おうとするものでございます。

次に、(2)「奨学資金」の減額補正17,400,000円の内容といたしましては、高知市大学等奨学資金の貸付に係る新規申請者の実績数が、当初の見込みを下回り例年並みの水準にとどまったこと、また、昨年度からの貸付継続者につきましても、退学等に伴う辞退者が出たことにより、不用が見込まれますことから、減額の補正を行おうとするものでございます。

次に、(3)「要保護・準要保護児童対策費」の減額補正6,000,000円の内容は、主に小学校の給食費等の就学援助費について、対象児童数の減少等により不用が見込まれますことから、減額の補正を行おうとするものでございます。

次に、(4)繰越明許費の設定についてでございます。

地方自治法第213条の規定により、平成30年度内に、入札不調や利用団体との調整に時間を要したことなどから、事業の完了が見込めなくなった事業につきまして、平成31年度に繰り越す予算の、上限額を設定することについて、議会のご承認をいただこうとするものでございます。

内容は、中学校の施設整備事業、旧土佐山中学校解体事業、高等学校に係る学校安全対策事業、春野文化ホール長寿命化整備事業、社会体育施設に係る防災機能強化事業、総合運動場施設整備事業及び東部総合運動場施設整備事業の7事業で、合計219,000,000円を繰越の上限額として、設定しようとするものでございます。

次に、提出議案一覧の2頁、裏面になりますが、(5)繰越明許費の変更についてでございます。

小学校と中学校の防災機能強化事業に係る繰越明許費につきましては、昨年12月市議会定例会におきまして限度額のご承認をいただいたところでございますが、江ノ口小学校ほか4校において、学校周囲にあるブロック塀の改修工事を進める中で、地中の支障物が判明するなど、当初想定されていなかった状況が発生し年度内に完了が見込めないことから、限度額を32,312,000円増額し、1,032,000,000円に変更しようとするものでございます。

3月補正予算に関連するものは、以上でございます。

次に、平成31年度当初予算について、ご説明申し上げます。

資料集の1頁をご覧ください。「平成31年度教育費予算の概要」をまとめさせていただいております。

平成31年度当初における教育費予算につきましては、一番下の合計欄にございますように、総額10,377,580,000円となっております。前年度と比較しますと52,668,000円、率にして0.5%の増加となっております。

予算の増減の主なものといたしましては、まず、3の中学校費の学校建設費におきまして、平成30年度の2学期からの中学校給食の完全実施に向けて整備をしておりました、中学校給食センターの建設事業が終了したことによりまして、大きく減少となっております。また、中ほどから少し下でございます、7の社会教育費では、春野文化ホールピアステージの大ホール吊天井の落下対策工事と併せて舞台関係設備などの大規模改修を行うため、社会教育総務費が増加となっているほか、潮江市民図書館について耐震補強等の改修を行うため、図書館費が増加となっております。その下の8の社会体育費につきましては、高知市総合運動場の陸上競技場について、第2種陸上競技場の公認検定を受けるためにトラック等の改修を実施することから、体育施設費が増額となっております。

続きまして、予算外議案について申し上げます。提出議案一覧の裏面にお戻りください。予算外議案は、条例議案の1件でございます。

(1)市第24号「消費税法等の改正に伴う関係条例の整備に関する条例制定議案」の内容といたしましては、消費税率の引上げに伴いまして、本市公の施設の使用料等について全庁的に統一的な考え方の下に改定を行うもので、高知市立市民図書館条例ほか15条例の別表に定める使用料について消費税率の引上げに伴い改定を行うものです。なお、資料集の2頁から37頁にかけて、新旧対照表を載せておりますので、合わせてご覧ください。

今回の改定に当たりましては、内税方式で定めているものにつきましては、その額に現行税率の8%が転嫁されておりますことから108分の110を乗じた額とし、その額に10円未満の端数がある場合にはこれを切り捨てることを原則として、全庁的に取り扱うこととしております。本件条例改正もこの統一的考え方により改正するものであります。



使用料等の改正にはどうしても周知期間が必要でありますので、半年前には改正条例の公布ができますように、今議会にお諮りするものであります。

続きまして、平成31年度当初予算の重点施策につきましてご説明申し上げます。資料集P38をご覧ください。

施策事業、学力向上アクティブプラン事業・学力向上推進事業です。

事業目的といたしましては、これまでの学力対策の取組をより強靱なものとするために、平成29年度から32年度までの4年間を「学力向上アクティブプラン」とし、児童生徒の学力向上対策を推進するものでございます。事業概要等は、4に記載しておりますが、(1)アクティブ1につきましては、平成30年4月に設置した学力向上推進室に、学力向上推進員1名と指導主事3名を増員し、指導・支援体制をより充実させることで、学力向上対策の一層の推進を図るものでございます。

(2)アクティブ2は、これまでの算数・数学から対象となる教科を拡大し、外部講師の派遣により、教科指導の充実を図るものでございます。

(3)アクティブ3は、新学習指導要領の趣旨を、授業、研究等を通じて普及させるとともに、学校運営への助言等を行うことで、組織的なR P D C Aサイクルを活用した、カリキュラム・マネジメントの充実を図るもので、平成31年度の事業費は、20,009,000円としております。

5の成果目標・事業効果としましては、全国学力・学習状況調査におきまして、国語・算数・数学の全国比、小学校105、中学校100の達成を目指してまいります。

次に、39ページをお願いします。

施策事業、特別支援学級サポート事業・スクールカウンセラー配置事業です。

事業目的といたしましては、(1)特別支援サポート事業は、知的障害及び自閉症・情緒障害特別支援学級担任の専門性の向上と指導の改善を図るため、特別支援教育スーパーバイザーを学校へ派遣し、特別支援教育の充実を図るものでございます。

(2)スクールカウンセラー配置事業は、教育研究所内の教育支援センターに、スクールカウンセラーを配置し、相談機能の充実を図るもので、平成31年度の事業費としましては、特別支援学級サポート事業は6,458,000円、スクールカウンセラー配置事業は、5,023,000円としております。

事業概要等は、4に記載しておりますが、(1)特別支援学級サポート事業は、特別支援教育スーパーバイザーを1名増員し3名体制とし、知的障害及び自閉症・情緒障害特別支援学級を計画的、系統的に訪問し、適切な合理的配慮に基づいた授業づくりや学級経営について、より充実した指導・助言を行うものでございます。

(2)スクールカウンセラー配置事業は、教育支援センターに、スクールカウンセラーを配置し、不登校の状態にある、児童生徒の生活上の問題や悩みの相談に応じるとともに、支援スタッフや保護者等の相談及び指導・助言等を行うことで、児童生徒の自立につなげ、また、家から外出できない、児童生徒に関しましては、家庭訪問を実施し、心理的支援を行うものでございます。

5の成果目標・事業効果としましては、(1)特別支援学級サポート事業は、若年教員や講師が担任の学級などに支援訪問等を実施するとともに、訪問した学級に在籍する児童生徒の「個別の支援計画」の質的向上を図るものでございます。

(2)スクールカウンセラー配置事業は、教育支援センターで心理的ケアを必要とする全ての児童生徒へのカウンセリングを実施するとともに、不登校等の児童生徒の自立及び学校復帰率の向上を目指すものでございます。

次に、40ページをお願いします。

施策事業、学校教職員の働き方改革推進委員会委員報酬・部活動外部指導員配置事業・教員業務支援員配置事業です。

事業目的といたしましては、教職員の長時間勤務や心身の健康に対する影響が社会的な課題となっており、教職員が、子どもたちに必要な資質・能力を育成するための業務に向かう時間を確保し、持続可能な教育環境を整備していくため、業務改善の取組を総合的に推進するものでございます。

事業概要等は、4に記載しておりますが、教職員の長時間勤務の縮減に向けた、業務改善及び時間軽減を図ることを目的に、有識者や学校現場代表による「学校教職員の働き方改革推進委員会」において、ご意見をいただき策定をいたします「高知市立学校教職員の働き方改革プラン」を平成31年度から実施するものでございます。また、教職員の事務業務の支援のための教員業務支援員については、平成30年度の10名から6名増員し、小・中学校合わせて16名を、部活動指導員については、平成30年度の3名から7名増員し、中学校に10名、それぞれ配置するもので、平成31年度の事業費は、3に記載しております、3事業合計で21,995,000円としております。

5の成果目標・事業効果としましては、教職員の働き方改革の推進を図り、教職員の1か月あたりの時間外勤務時間を平均で45時間以下に縮減することとしております。

次に、41ページをお願いします。

施策事業、自転車ヘルメット購入助成事業です。

事業目的といたしましては、市立学校に通学する生徒の通学用ヘルメット購入費の負担軽減を図り、交通安全対策に寄与することを目的としております。

事業概要等は、4に記載しておりますが、平成30年9月県議会において、「高知県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」が議決、平成31年4月から施行されました。条例では、保護者が児童等の自転車利用時にヘルメットの着用を努めることや、県が促進のために必要な財政上の措置を講じるよう規定されており、県から本市に対して助成の支援を行う申入れがあり、本市においても、本年4月から助成制度を創設し、市立中学校・高知商業高校などで、自転車通学が認められている生徒の保護者がヘルメットを購入する際の費用の一部を助成するものでございます。助成金額は、一人上限2,000円までとし、要保護・準要保護世帯につきましては、教育基金を活用し、2,000円の上乗せを行い、一人上限4,000円まで助成するもので、平成31年度の事業費は、3,000,000円としております。

5の成果目標・事業効果としましては、自転車で通学する生徒のヘルメット着用を促進することで、死亡事故ゼロを目指すものでございます。

続きまして、42ページをお願いします。

施策事業、潮江市民図書館耐震補強整備事業です。

事業目的といたしましては、南海トラフ巨大地震に備え、施設の耐震対策を実施し、併せて、地域の防災及びコミュニティの拠点としての機能向上を図るため、老朽化対策及びバリアフリーのための改修を行うものでございます。

事業概要等は、4に記載しておりますが、施設の耐震補強工事、老朽箇所の改修及びバリアフリー化を実施するほか、2階の旧子ども科学図書館部分を活用し、地域コミュニティの拠点機能として整備し、併せて、耐震補強工事完了後の津波避難ビル指定を想定し、防災備蓄倉庫を設置するもので、平成31年度の事業費は480,000,000円としております。

5の成果目標・事業効果としましては、平成31年度内に耐震補強・建物改修工事を完了し、平成32年度の供用開始を目指すもので、利用者の安全性や利便性が向上するとともに、地域のコミュニティ活動の活性化に寄与するものでございます。

次に、43ページをお願いします。

施策事業、陸上競技場トラック等改修事業です。

事業目的といたしましては、高知市陸上競技場は、第2種陸上競技場として、日本陸上競技連盟の公認を受けておりますが、平成32年4月30日付けで有効期限を迎えるため、最新の公認規則にも合致するようトラック等を全面改修し、公認の更新を目指すものでございます。

事業概要等は、4に記載しておりますが、走路面等の損耗が激しいことから、表面のウレタン舗装部分等の改修を行うとともに、公認規則の改定により変更となりました、走路幅等の改修について、併せて実施するもので、平成31年度の事業費は、366,496,000円としております。

5の成果目標・事業効果としましては、日本陸上競技連盟の公認検定に合格することで、陸上競技大会での記録が公認記録となり、競技レベルの向上や競技人口の増加に寄与するとともに、オリンピック、世界陸上などの合宿誘致に際しましては、日本陸上競技連盟の公認が必須条件であるため、公認施設として維持することにより、スポーツツーリズム振興にも寄与するものでございます。

次に、44ページをお願いします。

施策事業、春野文化ホール長寿命化整備事業です。

事業目的といたしましては、春野文化ホールピアステージ、春野市民図書館、春野郷土資料館は、開館から20年以上経過しており、施設・設備の老朽化が進んでおりますことから、長寿命化を目的とした大規模改修工事を行うものでございます。

事業概要等は、4に記載しておりますが、大ホール吊天井の耐震補強工事及び舞台・空調・消防・照明設備等施設の長寿命化を目的とした大規模改修工事を実施するもので、工事の着手は、毎年11月に開催されております春野町文化祭終了後の平成32年1月からとし、平成32年9月の工事完了を目指すもので、平成31年度の事業費としましては200,000,000円で、平成31年度から32年度2か年継続事業として、総事業費500,000,000円を実施したいと考えております。

5の成果目標・事業効果としましては、長寿命化整備を実施することにより利用者の安全及び利便性を担保し、市民サービス向上を図ることで、利用率の向上を目指すものでございます。

説明は以上でございます。

#### 山本教育長

ありがとうございます。この件に関しまして、質疑等ございましたらお願いいたします。

#### 西森委員

3つあります。39ページで、スクールカウンセラー配置事業の成果目標・事業効果の(2)ですが、「不登校等の児童生徒の自立及び学校復帰率の向上」で、目標が小学校65%、中学校50%ということですね。目標ですか。

#### 弘瀬教育次長

はい。

#### 西森委員

現状はどのくらいですか。結構厳しい数字だなと思ひまして。

#### 弘瀬教育次長

ここの不登校の児童生徒、いわゆる教育研究所にある教育支援センターに通っている子供たちの学校復帰率ですので、これくらいになります。教育研究所に来れるようになるというステップを踏み、次に学校復帰となりますので。2段上がらないといけないハードルは、かなり高いのではないかとこのところでは。

#### 西森委員

はい、分かりました。

不登校は聞きますけれども、身近に自分が経験をしていないものですから。親でしたら、この数字を見ますとドキッとしますよね。なかなか戻るのが難しいのだなと。ありがとうございます。それから41ページですけども、これも素晴らしい事業だと思うのですが、成果目標で死亡事故ゼロを目指すというのがあり、これは結構凄いなと。ヘルメットだけではなく、安全教室だとか自転車の使い方教室とかですよ。小学校で毎年行っているから6年間聴くとして、中学校でもそういうのは行っているのですか。

### 学校教育課長

中学校は基本、通学に使うステッカーを渡す際に、安全点検を一緒にしながらルール等も、小学校でベースをいただいていますのでそれをベースに、合羽の着用、傘差し運転をしないや整備をきちんとしようなどの指導をし、最終的に認定をしてステッカーを渡し通学できるという形となっております。

### 西森委員

これも路上で見ていると、もう少しゆっくり走りなさいと思うような無謀な運転をしている生徒さんもいるので。

最後ですが、春野文化ホールの改修時期は県民文化ホールとかぶりますか。そもそもこの間はホールの使用ができないのですか。

### 山本教育長

はい、この間はホールは使えません。ただ、こういうカルポートや県民文化ホール、ここの改修については調整をしておりますので、かぶらない。早くからPRをして、その間については他の所で対応できるように調整をしております。

### 西森委員

はい、分かりました。

### 山本教育長

他によろしいでしょうか。

### 委員一同

————— 【は い】 —————

### 山本教育長

それでは、以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。これで教育委員会を閉会いたします。ありがとうございました。

閉会 午後4時10分

署 名

教育長 \_\_\_\_\_

4番委員 \_\_\_\_\_